

国立市地域包括支援センター休日・時間外電話相談業務委託
プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 件名

国立市地域包括支援センター休日・時間外電話相談業務

(2) 業務の目的

国立市地域包括支援センターの休日・時間外においても相談を受けること
で、高齢者等の安心・安全につなげることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり（令和6年度の件数は200件程度）

(4) 委託期間

令和8年6月1日から令和9年3月31日まで

2 予算（見積限度額）

3,564,000円

3 日程

令和8年3月 3日(火)	公表
令和8年3月17日(火)	参加申込締切
令和8年3月18日(水)	参加資格審査
令和8年3月26日(木)	参加資格審査結果通知
令和8年3月31日(火)	質問締切
令和8年4月 9日(木)	企画提案書提出締切
令和8年4月14日(火)	審査（書類・プレゼンテーション）
令和8年4月22日(水)	審査結果通知
令和8年4月27日(月)～	契約締結
令和8年6月 1日(月)～	事業開始

4 実施形式

公募型プロポーザル方式による

5 参加資格

(1) 本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者とする。

- ① 業務を実施するために必要な技能を有する職員（別紙仕様書参照）を
確保することができること。

- ② 介護保険法に基づく指定の取り消し、または期間を定めてその指定の全部もしくは一部の効力の停止を受けていないこと。
 - ③ 介護保険法に基づき指定を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（法人である場合においては、役員等であった者を含み、法人でない事業所である場合においては、管理者であった者を含む）でないこと。
 - ④ 参加の申込前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしていないこと。
 - ⑤ 国立市競争入札参加資格を有していること。
 - ⑥ 国立市競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成7年9月国立市訓令（甲）第37号）による指名停止を受けていないこと。
 - ⑦ 地方自治法施行令（昭和22年号外政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
 - ⑧ 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (2) 前項の規定にかかわらず、前項第1号から第4号及び第6号から第8号の事項を満たす者は、次に掲げる事項の書類を提出することで本プロポーザルに参加できるものとする。

ただし、東京電子自治体共同運営の電子調達サービスにて競争入札参加資格を有している者は、その資格を有していることを証する書面（受付票等）の提出により参加できるものとする。

- ① 法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
- ② 商号登記をしている個人にあっては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
- ③ 商号登記をしていない個人にあっては、身分証明書
- ④ 印鑑証明書（法人及び個人）
- ⑤ 財務諸表（法人及び個人）
- ⑥ 法人にあっては、法人税、法人事業税、法人住民税、消費税の納税証明書。個人にあっては、所得税、個人事業税、個人住民税、消費税の納税証明書。

6 募集方法

本プロポーザルへの参加者の募集は市ホームページにて行う。また、参加申込書の配付も市ホームページにて行う。

7 情報公開及び提供

本プロポーザルの公正性及び透明性を高めるとともに、説明責任を果たすため、本プロポーザルに関する情報について、積極的に情報の公開及び提供を行うよう努める。なお、情報の公開及び提供は、候補者決定等に影響を及ぼさないよう、その内容及び時期について十分な配慮のもとに行うものとする。

8 候補者決定方法

国立市地域包括支援センター休日・時間外電話相談業務委託プロポーザル審査委員会（以下、審査委員会という。）にて、事前に提出した企画提案書及びそれに基づくプレゼンテーションによる審査を行い、評価が最も高い1者を候補者とする。

9 説明図書配布

本プロポーザルに関する説明図書の配付は、公表及び参加申込書の配付とともに、令和8年3月3日(火)から令和8年4月9日(木)まで、市ホームページにて行う。

10 質疑・回答

(1) 提出方法

本プロポーザルに関する質疑は令和8年3月31日(火)までにメールにて「16 問合せ・提出先」に提出するものとする。

(2) 回答方法

質疑に対する回答は令和8年4月6日(月)までにメール及び市ホームページにて随時行うものとする。

11 参加申込

(1) 申込方法

本プロポーザルへの参加申込は、参加申込書（第3号様式）に必要書類を添付し、令和8年3月17日(火)までに持参または郵送にて「16 問合せ・提出先」に提出するものとする。

(2) 審査・通知

参加資格の審査は審査委員会にて行い、審査結果は参加資格審査結果通知書（第4号様式）にて令和8年3月26日(木)を目途に郵送で通知する。

(3) 説明請求

参加資格が満たないと判断された者は、その理由について令和8年4月8日(水)まで説明を求めることができる。

12 企画提案書作成方法

本プロポーザルの企画提案書は別紙「国立市地域包括支援センター休日・時間外電話相談業務委託プロポーザル企画提案書作成要項」に基づき作成すること。

13 審査方法

本プロポーザルの審査は審査委員会にて、別紙「国立市地域包括支援センター休日・時間外電話相談業務委託プロポーザル審査要項」に基づき行う。

14 審査結果

(1) 通知

審査結果はプロポーザル審査結果通知書（第5号様式）にて令和8年4月22日(水)を目途に郵送で通知する。

(2) 説明請求

候補者として選定されなかった参加者は、その理由について令和8年5月7日(木)まで説明を求めることができる。

(3) 公表

候補者決定後、審査結果に関する次に掲げる事項について、市ホームページにおいて公表する。

- ① 件名
- ② 業務等の概要
- ③ 所管課の名称
- ④ 候補者名
- ⑤ 参加者名（申込順）
- ⑥ 各参加者の評価点及び合計点
(参加者が特定できないように配慮し、応募が2者の場合は公表しない)
- ⑦ 候補者の選定理由（講評等）

15 提出書類の取扱

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提出書類は審査に伴う作業等に必要な範囲において複製することがある。
- (3) 提出書類は、国立市情報公開条例（平成14年12月国立市条例第35号）に基づく情報開示請求があった場合は、原則として開示の対象とする。ただし、同条例に規定する非開示情報は非開示とする。

16 問合せ・提出先

〒186-8501 国立市富士見台 2-47-1
国立市 健康福祉部 高齢者支援課
地域包括支援センター 担当：岡田
電話：042-576-2123（直通）
メール：houkatsushien@city.kunitachi.lg.jp

17 その他

(1) 必要経費の負担

本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて事業者の負担とする。

(2) 失格条項等

参加者が次に掲げる事項に該当する場合は失格とする。

- ① 企画提案書の提出期限に遅延した場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ④ その他審査委員会が社会通念に照らし失格にあたる事由があると認める場合
- ⑤ 参加資格を有していないことが判明した場合

(3) その他

- ① 提出書類に虚偽の記載をし、本プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し国立市競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成7年9月国立市訓令（甲）第37号）による指名停止措置を行う場合がある。
- ② 本件に係る令和8年度予算が成立しない場合、市は契約を締結しないことができる。また、これにより候補者に損害が生じても、市は賠償の責任を負わないものとする。
- ③ 本要領の解釈について生じた疑義または本要領に定めのない事項については、市と事業者とが協議して定めるものとする。